

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道法・ 下水道法施行令・ 下水道法施行規則・ 河川法・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則・ 茅ヶ崎市下水道条例・ 茅ヶ崎市下水道条例施行規則・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道法・ 下水道法施行令・ 下水道法施行規則・ 河川法・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則・ 茅ヶ崎市下水道条例・ 茅ヶ崎市下水道条例施行規則・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道法・ 下水道法施行令・ 下水道法施行規則・ 河川法・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則・ 茅ヶ崎市下水道条例・ 茅ヶ崎市下水道条例施行規則・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例・ 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・都市計画法 ・下水道法 ・茅ヶ崎市準用河川規則 ・茅ヶ崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 ・茅ヶ崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則 ・下水道法施行令 ・下水道法施行規則 ・茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例 ・茅ヶ崎市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則 ・茅ヶ崎市下水道条例 ・茅ヶ崎市下水道条例施行規則 ・茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例 ・茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・水循環基本法</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・雨水の利用の推進に関する法律</p> <p>第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・水循環基本法</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>・雨水の利用の推進に関する法律</p> <p>第一条 この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、災害時における身近な水源としての雨水の有用性を含め、雨水の利用に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法 <p>第五十一条 国又は地方公共団体は、浄化槽の設置について、必要があると認める場合には、所要の援助その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川建設課所管に係る補助金交付要綱 <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市下水道河川部下水道河川建設課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 補助金の種類、補助金交付の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。</p>